

## 中島一丁目地区地区計画

名 称		中島一丁目地区地区計画
位 置		米子市中島一丁目の一部
面 積		約0.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	
	土地利用の方針	
	地区施設の整備の方針	
	建築物等の整備の方針	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路
		公園
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限
		容積率の最高限度
		建蔽率の最高限度
		壁面の位置の制限
		建築物等の高さの最高限度
		建築物等の形態又は意匠の制限
		垣又は柵等の構造の制限
	幅員：6m 延長：約312m	
面積：約230㎡		
第一種住居地域で定める範囲内とする。		
200%		
60%		
建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）から道路境界線（角地における隅切り部分を除く。以下同じ。）までの距離は1.5m、隣地境界線までの距離は、1m以上でなければならない。 ただし、次の各号の一に掲げる要件に該当するものは除く。 (1) 最高の高さが3m以下の車庫その他これらに類する用途に供する建築物 (2) 床面積の合計が10㎡以内の物置その他これらに類する用途に供する建築物		
20m以下とする。		
屋根外壁等の色彩は、周辺の景観環境と調和した落ち着いた色合いのものとする。		
道路境界側の構造は次の各号の一に掲げるものとする。 (1) 生垣 (2) 最高の高さが2m未満の垣又は柵等。ただし、門は、この限りでない。		